

稲わらなどの野焼きをする場合は 周辺へのご配慮を

野焼きをすると、
周辺の方々は・・・

煙たくて
窓が開けら
れない

煙で気分が
悪くなって
しまう

洗濯物に
灰や臭いが
ついて
しまう

例年、稲わらなどの野焼きにより、煙や悪臭の苦情が寄せられます。

稲わら、もみがらなどの農作物の残りくずは、土作りのため、田へすき込むか、堆肥として活用するようお願いします。

農業を営むために、やむを得ないものとして行われる稲わらなどの焼却等は、法律上規制の対象になっていませんが、近隣の生活環境への被害や迷惑行為となる場合がありますので、風向きや時間帯など、周辺の住民への迷惑とならないよう、ご配慮をお願いします。

<お問合せ先>

春日井市環境部 環境保全課 電話：85-6217

環境部 ごみ減量推進課 電話：85-6222

産業部 農政課 電話：85-6236